

# 1. 福祉機器が出来るまで

## ③ 福祉機器の種類と耐用年数 ～障がいの種類と等級も含めて～





福祉機器って？  
耐用年数ってなに？？  
障がいの種類と等級？？？

簡単に説明します！！



## ●福祉機器とは

障がいのある方や  
お子さんの生活介護・  
介助のために必要な機器。

同じ種類の福祉機器を  
製作する時、次回製作する  
ことが可能な年数。  
たとえば・・・車いすだと  
6年後の製作になります。

## ●福祉機器の 耐用年数とは

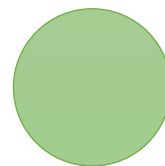
## ●障がいの種類と等級とは

障がい者手帳に記載  
されている  
障がいの種類と等級。  
たとえば・・・  
体幹機能障がい2級など。



福祉機器の製作には、年齢・機器の種類・耐用年数  
障がい者手帳の種類と等級が重要です。

福祉機器の種類と耐用年数、  
そして障がいの種類と等級を  
表にしました。



# 1. 装具・補装具

装具	使用年数	障がいの種類と等級
上下肢 体幹 足底装具	0歳 ⇨ 4ヶ月	肢体不自由
	1～2歳 ⇨ 6ヶ月	
	3～5歳 ⇨ 10ヶ月	
	6～14歳 ⇨ 1年	
	15～17歳 ⇨ 1年6ヶ月	
	18歳以上 ⇨ 1年～3年 ※種類により使用年数が変わります	

補装具	種類	耐用年数	障がいの種類と等級
座位保持装置	姿勢に配慮したいす 採型で製作するバケット 既製品等	3年	肢体不自由
座位保持いす	簡易型のいす カーシート等	3年	肢体不自由 (18歳以下の児童のみ)
車いす	普通型 手押し型 リクライニング式 ティルト式 リクライニング・ティルト式 等	6年	肢体不自由 下肢・体幹機能障がい 1～3級 その他の内部障がい (手押し型のみ)

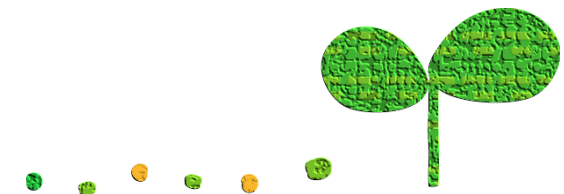


補装具	種類	耐用年数	障がいの種類と等級
電動車いす	普通型 リクライニング式 ティルト式 リクラニング・ティルト式 リフト式等	6年	肢体不自由 下肢・体幹機能障がい 1～2級(特別な事情がある場合) その他の内部障がい
歩行器	四輪型 六輪型 固定型 交互型等	5年	肢体不自由 その他の内部障がい
杖	松葉づえ ロフトランドクラッチ等	2～4年	視覚障がい 肢体不自由 その他の内部障がい



## 2. 日常生活用具

日常生活用具	種類	耐用年数	障がいの種類と等級
特殊寝台	介助用ベッド	8年	肢体不自由 下肢または体幹機能障がい1・2級 (18歳以上の成人のみ)
特殊マット	褥瘡 床ずれマットレス等	5年	肢体不自由 下肢または体幹機能障がい1級 知的障がいA判定 (3歳以上で常時介護を有するもの)
移動用リフト	天井走行型 住宅改修を伴うもの を除く	4年	肢体不自由 下肢または体幹機能障がい1・2級 (3歳以上)

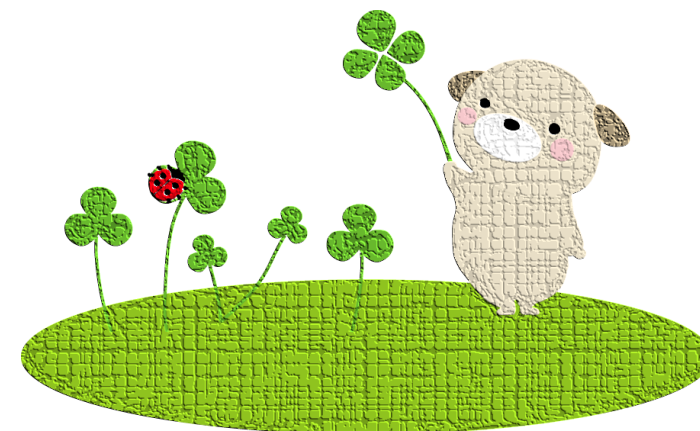




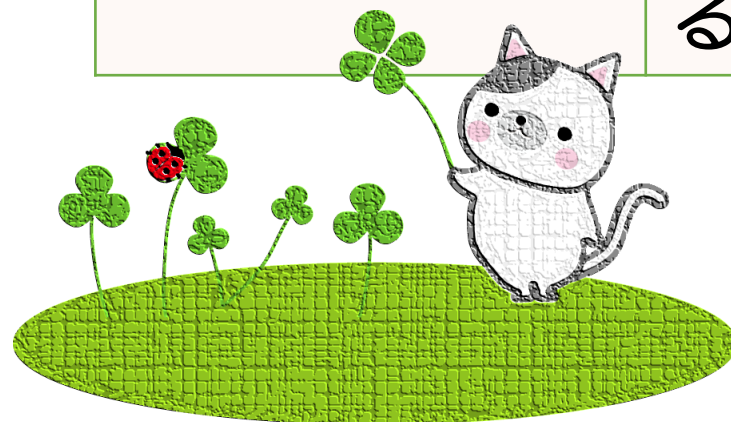
日常生活用具	種類	耐用年数	障がいの種類と等級
入浴補助用具	バスチェア一等	8年	肢体不自由 下肢または体幹機能障がい 1・2級(3歳以上で入浴にあたって介助を要するもの)
頭部保護帽	ヘッドギア等	3年	肢体不自由 下肢または体幹もしくは 平衡、移動機能障がい 知的障がいA判定(意見書あり) 精神障がい(意見書あり)
紙おむつ等	紙おむつ等	2か月分の額を給付券1枚とする 1回の申請につき給付券3枚まで	排便または排尿機能障がい (3歳以上) (初めて申請する場合、医師の意見書が必要) ※該当者は要相談 ※ドラッグストアーで見積もり可能なところあり



日常生活用具	種類	耐用年数	障がいの種類と等級
重度障がい者用 意思伝達装置	文字等走査 入力方式 生体現象方式	5年	肢体不自由および 音声言語機能障がい (両上下肢機能全廃および 音声・言語障がい3級 コミュニケーション手段 として必要があると認め られた方)



日常生活用具	種類	耐用年数	障がいの種類と等級
居宅生活動作 補助用具	手すり 段差の解消 床・通路面の材料 の変更 扉の取替え等 便器の取替え (特殊便器について は要相談) 上記の住宅改修に 付帯して必要とな る住宅改修	記載なし	肢体不自由 下肢・体幹機能障がい または乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による 運動機能障がい(移動機能 障がいに限る)を有するも のであって3級以上



ここであげた内容がすべての方に  
あてはまるわけではありません。

まずは担当の医師・理学療法士  
・作業療法士・言語聴覚士  
・義肢装具士(業者)に  
相談してください。

